

くろまぐろ型TACに関する兵庫県計画（試行）
（第3管理期間）

平成29年6月30日 公表

平成29年8月30日 改定

第1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県において太平洋くろまぐろは、主に日本海における沿岸くろまぐろ漁業、定置網漁業により漁獲されている。
- 2 同資源の保存及び管理を通じて、安定的で持続的な資源の利用を図るために、国が定めるくろまぐろ型のTACに関する基本計画（試行）（以下、「基本計画（試行）」という。）により決定された漁獲可能量について、本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、同資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 4 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、太平洋くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

第2 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について兵庫県に定められた数量に関する事項

太平洋くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	2.22 トン
太平洋くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚（以下、「大型魚」という。）	基本計画（試行）第5の1の（2）に定めるように、我が国全体の漁獲量が 5,132 トンを超えないよう管理する。

- ※1 小型魚の割当数量について、第3で定めるところにより、本県の定置網漁業の割当数量が変化した場合は、上記の数量もそれに依りて変化するものとする。
- ※2 小型魚について、全国において、3,423.5 トンの数量を超えたときには、本県に定める小型魚の数量が消化されていなくとも、又は定置網漁業の共同管理数量が消化されていなくとも、その時点における本県における採捕の実績をもって、本県の小型魚の数量とする。

※3 基本計画（試行）第3により、基本計画（試行）第5のくろまぐろの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項が改定された場合には、上記の数量を改定するものとする。

第3 太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

小型魚について海域別及び採捕の種類別に定める数量は次のとおりである。

日本海側の漁業者による採捕の数量	沿岸くろまぐろ漁業	1.90 トン
	定置網漁業	0.32 トン
	その他の漁業	0.00 トン
瀬戸内海側の漁業者による採捕の数量		0.00 トン

※ 定置網漁業に割り当てる数量については、本県とともに北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、三重県、京都府、和歌山県、佐賀県、長崎県及び鹿児島県が定置網の共同管理を行うこととするが、これらの道府県における定置網漁業での漁獲量の積み上がりにより、各道府県の定置網漁業の割当数量の合計値 580.54 トンを超えるおそれが著しく大きいと認めるとき（各道府県の定置網漁業の割当数量の合計値の9割を超えた時点をいう。）には、本県の定置網漁業の割当数量が消化されていなくとも、その時点における本県の漁獲実績をもって、本県の定置網漁業の割当数量とする。

第4 太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県では、第2及び第3に示した知事管理数量を遵守するため、以下の管理措置を講ずるものとする。

1 日本海側における取組

(1) 沿岸くろまぐろ漁業

沿岸くろまぐろ漁業を営む者は、小型魚の漁獲状況に応じて下記の通り取り組む。

① 第3に示した沿岸くろまぐろ漁業の数量の7割到達以降

- ・小型魚を目的とした操業の自粛に努める。
- ・1キログラム未満の小型魚の再放流に取り組む。

② 第3に示した沿岸くろまぐろ漁業の数量の9割到達以降

- ・小型魚を目的とした操業を自粛する。
- ・小型魚を混獲した場合は、再放流に取り組む。

(2) 定置網漁業

くろまぐろを目的とした定置網漁業は行われていないため、引き続き目的操業を

行わないこととし、小型魚を混獲した場合は再放流に取り組む。

(3) その他の漁業

その他の漁業についても、くろまぐろを目的とした操業は行われていないため、引き続き目的操業を行わないこととし、小型魚を混獲した場合は再放流に取り組む。

(4) (1)から(3)の取組状況について、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。

2 瀬戸内海側における取組

くろまぐろを目的とした漁業は営まれていないため、引き続き目的操業を行わないこととし、小型魚を混獲した場合は再放流に努める。

また、取組状況について、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。

3 漁獲量の報告については、沿岸くろまぐろ漁業、定置網漁業、その他の漁業別に管下の漁業協同組合分（漁業協同組合に所属していない漁業者については直接報告を求めるなど別途個別対応）を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに一般社団法人漁業情報サービスセンターに報告する。

報告頻度は、月末締め翌月末までの報告を基本とし、漁獲状況に応じて報告頻度をあげていくこと（概数報告）とする。なお、漁獲が積み上がった場合等の頻度は第5に定める報告体制により行うこととする。

4 日本海側における沿岸くろまぐろ漁業については、漁獲の積み上がりが第3に示した沿岸くろまぐろ漁業の数量の7割に達した時点で、関係漁業協同組合を通じて漁業者に警報を発出し、9割に達した時点で同様に操業自粛を要請する。なお、漁獲の積み上がりが著しく、近日中に9割を超過する恐れがあると県が判断した場合、知事管理数量の消化状況に関わらず、同様に操業自粛を要請する。

5 定置網漁業について、第3に示した定置網の数量を超過した際は、超過が最小限となるよう管理措置のなお一層の徹底を求める。また、管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導方を行うものとする。

6 定置網の共同管理について、水産庁から「注意報」、「警報」又は「操業自粛要請」が発出された場合は、これらに応じて管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導方を行うものとする。

7 日本海側におけるその他の漁業及び瀬戸内海側における漁業については、周年、目的操業を行わないよう要請するとともに、管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導方を行うものとする。

8 遊漁者及び遊漁船業者に対して、以下の取組を行う。

(1) 漁業者の取組について周知を図る。

(2) 漁業者に対して警報等が発出した場合には、県のホームページ等で速やかに情報提供を行い、漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請する。

- (3) 漁業者に対して操業自粛要請を発出した場合には、遊漁者及び遊漁船業者に対しても小型魚を目的とした採捕の自粛及び混獲時の再放流への協力を呼びかける。

第5 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

- 1 本県又は定置網の共同管理における漁獲量が積み上がった場合等には、関係漁業協同組合に対し、次のとおりの頻度・期日で報告を求め、漁獲状況を把握することとする。
- (1) 日本海側における沿岸くろまぐろ漁業
- ア 主漁期(11月から12月)
- 月3回(1～10日、11日～20日、21日～末日)のとりまとめにより報告することとする。
- イ 累計漁獲量が第3に定める沿岸くろまぐろ漁業の数量の5割を超過以降漁獲があった日から3日以内とする。
- ※ 漁獲量が極端に多い場合等は、状況に応じ、報告頻度・期日を変更する。
- (2) 日本海側における定置網漁業及びその他の漁業について
- くろまぐろの混獲があった場合には、その都度速やかに報告することとする。
- (3) 瀬戸内海側における漁業について
- くろまぐろの混獲があった場合には、その都度速やかに報告することとする。
- (4) 上記に基づく報告を求めた場合には、速やかに、集計値を漁協等県内関係者へフィードバックするとともに、水産庁に通知する。
- 2 第2管理期間における小型魚の超過分2.0トンについては、1年あたり0.08トンを漁獲可能量から差し引くこととし、第3管理期間を初年として25年間に分割して差し引くこととする。なお、差し引き数量や漁獲可能量が変更になった場合等は、必要に応じて分割年数を短縮することがある。